

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月日	平成 21年 4月 1日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課 木村 祐二		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20年版環境・循環型社会白書における位置づけ (※323 ページ以降)		
政策	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球環境の保全
施策	1 節	1 地球環境の保全			
その他関連する個別計画	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂) 低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月閣議決定)				

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・

平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	<p>地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年(平成 4 年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。</p> <p>京都議定書における 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の温室効果ガス排出量 6%削減約束を確実に達成する。</p>				
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	24,649,957	35,284,706	42,647,269	
	一般会計	844,615	1,622,626	2,575,004	
	特別会計	23,805,342	33,662,080	40,072,265	
施策を構成する具体的手段	<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。 ・ 業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。 <p>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。 <p>【京都メカニズム活用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有望な CDM(クリーン開発メカニズム)/JI(共同実施)案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。 ・ CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。 				

③施策の方針に対する総合的な評価

指標名		温室効果ガスの総排出量[CO ₂ 換算ト]					
H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標	目標年	目標値
13億5,500万	13億5,800万	13億4,000万	13億7,400万	調査中			H20～24年度の平均
目標を設定した根拠等	基準年				基準年の値		
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)					
<p>地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成17年2月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。</p> <p>(計画の評価・見直し等)</p> <p>政府全体の温暖化対策については、平成20年3月に全部改定された京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成19年度の排出量は、基準年総排出量と比べて9.0%増加しており、京都議定書の6%削減約束の達成には9.6%(注)の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成20年12月地球温暖化対策推進本部幹事会)によれば、平成19年度の大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。</p> <p>(注):9.6%=9.0%(基準年総排出量との差)+6%(京都議定書の削減量)-3.8%(森林吸収分)-1.6%(京都メカニズム分)</p> <p>また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。平成19年度においては、原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。</p> <p>我が国が低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋を示すものとして、低炭素社会づくり行動計画を平成20年7月29日に閣議決定した。同計画では、我が国の長期目標として、2050年に現状から60～80%削減するという目標を掲げるとともに、平成21年の然るべき時期に中期目標として国別総量目標を発表することとした。国内対策としては、「環境エネルギー技術革新計画(平成20年5月総合科学技術会議決定)」に示された技術ロードマップを着実に実行することなどの革新的技術開発、太陽光発電を大幅に拡大すること、次世代自動車の導入、省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及などの既存先進技術の普及、排出量取引、税制のグリーン化等によって国全体を低炭素化へ動かす仕組みづくり、低炭素型の都市や地域づくりを進めることなどの地方、国民の取組の支援について定めた。</p> <p>京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、排出量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であることから、平成20年6月に、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、事業者や国民の日常生活に係る排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の充実に係る規定を定めた。</p> <p>旧政府の実行計画(平成17年4月閣議決定)に基づく、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成18年度までに13年度比で7%削減する目標は達成した。同計画を引き継いだ政府の実行計画(平成19年3月閣議決定)に基づき、平成22年度から平成24年度までに排出される温室効果ガスの総排出量の平均を13年度比で8%削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。</p>							

環境税については、京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていく」とされた。

民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、利便性の向上を図った。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業を(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に委託して実施した。

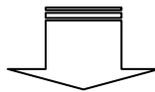
(国際交渉等)

国際的には、平成20年12月にポーランド・ポズナンで気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)及び京都議定書第4回締約国会合(COP/MOP4)が開催され、2013年以降の枠組みについて、COP13で条約の下に設置された特別作業部会(AWG-LCA)と京都議定書の下に設置された特別作業部会(AWG-KP)において、2009年末の合意に向けて、2009年の作業計画、共有のビジョン等に関する議論が行われ、我が国は、北海道洞爺湖サミットの議長国としてその成果を国連における成果につなげるべく、長期目標の共有、セクター別アプローチの考え方、経済発展段階等に応じた途上国の行動などについて議論に積極的に参加し、一定の成果を得ることができた。

また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関するアジア太平洋地域セミナー、セクター別削減ポテンシャルに関する国際ワークショップ等を開催した。

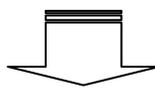
(森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保)

2008年5月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。



④今後の主な課題

- 6%削減約束を確実に達成するために、毎年6月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を適時適切に点検し、評価する必要がある。また、2050年に我が国の温室効果ガス排出量を60~80%削減するという長期目標の達成に向けて、低炭素社会の構築を図る必要がある。
- 政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する必要がある。また、それに向けて必要な予算を確保する必要がある。
- 国際的な地球温暖化対策について全ての国がその能力に応じて最大限の削減努力を行う、京都議定書第1約束期間後の2013年(平成25年)以降の実効的な枠組みに合意するため、国際的にリーダーシップを発揮していく必要がある。
- 将来の条約事務局によるレビューに耐えうる適切な森林等の吸収量算定方法の確立を図る必要がある。



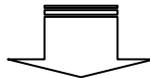
⑤今後の主な取組

○平成19年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。

主な追加対策は以下の通り。

- ・自主行動計画の推進
- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上
- ・トップランナー機器等の対策
- ・工場・事業場の省エネ対策の徹底
- ・自動車の燃費の改善
- ・中小企業の排出削減対策の推進
- ・農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- ・新エネルギー対策の推進 など

- 平成 19 年度まで毎年 1 回行っていた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検について、きめ細かく厳格なものとするため平成 20 年度より毎年 2 回行う。また、平成 21 年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化する。
- 低炭素社会づくりに向けて、低炭素社会のあるべき姿に至るまでの道筋を示すため、各分野でどのような対策を行っていくか検討を進めるとともに、低炭素社会づくり行動計画に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大などの技術開発・普及や排出量取引、税制のグリーン化などの国全体を低炭素化へ動かす仕組み、地方、国民の取組の支援などに取り組む。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を踏まえ、算定・報告・公表制度の施行、排出量の見える化の推進、地方公共団体実行計画の充実等による地域の取組の推進に取り組んでいく。
- 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有する NEDO に京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム (GIS) 等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。
- 国際的には、平成 21 年にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15) に向けて、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての国がその能力に応じて最大限の削減努力を行う、実効ある枠組みに合意するため、国際的にリーダーシップを発揮していく。
- 日常生活から排出される温室効果ガスの算定等を行うための、インターネットを活用したツールの開発など、温室効果ガス排出量の「見える化」を推進する。
- 温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。
- 地理情報データを活用して森林減少活動のあった土地を継続的にフォローするシステムを確立するとともに、6 つの土地利用カテゴリー間の土地利用変化に係る誤差を検証する手法を開発する。
- 地球温暖化対策について強化するため、予算要求等への反映を図る
- 地球温暖化対策について強化するため、機構・定員要求への反映を図る。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

		国内における温室効果ガスの排出抑制							
目標 1-1		<p>2008年(平成20年)から2012年(平成24年)のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年(平成2年)の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。</p> <p>また、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の代替フロン等3ガスの排出量を1995年(平成7年)の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。</p>							
環境・循環型社会白書における位置づけ		<p>1章1節 地球温暖化対策 1章2節 オゾン層保護対策</p>							
関係課・室		地球温暖化対策課、市場メカニズム室、環境保全対策課フロン等対策推進室							
指標の名称及び単位		<p>①エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO₂換算ト]</p> <p>②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO₂換算ト]</p> <p>③代替フロン等3ガスの排出量[CO₂換算ト]</p> <p>④(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量[CO₂換算ト]</p> <p>⑤(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[CO₂換算ト]</p>							
指標年度等		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	11億9,900万	12億0,300万	11億8,600万	12億1,900万	調査中	H20~ 24年度の 平均	10億7,600万~ 10億8,900万	
	②	1億3,290万	1億3,220万	1億3,200万	1億3,090万	調査中		1億3,200万	
	③	2,340万	2,220万	2,420万	2,410万	調査中		3,100万	
	④	作成中	作成中	作成中	作成中	調査中			
	⑤	作成中	作成中	作成中	作成中	調査中			
目標を設定した根拠等		基準年	①、②1990年(平成2年) ③1995年(平成7年)		基準年の値	① 10億5,900万 ②1億5,100万 ③ 5,120万			
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)						
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>平成19年度の排出量は、基準年総排出量と比べて9.0%増加しており、京都議定書の6%削減約束の達成には9.6%(注)の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成20年12月 地球温暖化対策推進本部幹事会)によれば、平成19年度の大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。</p> <p>(注):9.6%=9.0%(基準年総排出量との差)+6%(京都議定書の削減量)-3.8%(森林吸収分)-1.6%(京都メカニズム分)</p> <p>また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。平成19年度においては、原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。</p> <p>【必要性】</p> <p>京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。</p>							

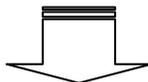
【有効性】

平成19年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で9.0%上回っており、目標達成計画の策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られ、極めて厳しい状況にあるといえる。エネルギー起源二酸化炭素については、平成19年度で基準年比15.1%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。一方、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れている。

【効率性】

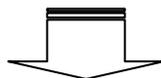
平成20年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは5,235億円であり、このうち環境省の予算は374億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点を重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。

また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と中小の事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)を実施しており、平成20年度末時点で約232社による参加を得て、参加事業者は自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。

**<今後の展開>**

- 平成20年3月に全面改定された京都議定書目標達成計画に基づく対策・施策を着実に実施するとともに、毎年6月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を厳格に点検する。また、平成21年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ機動的に計画を改定し対策・施策を追加・強化し、6%削減約束の達成に確実に期す必要がある。
- 国内排出量取引制度については、昨年10月から開始した排出量取引の国内統合市場の試行的実施を、その参加類型の一つとなった自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)も含めて着実に実施することにより、国内排出量取引制度を本格導入する場合の条件や課題を明らかにする。さらに、諸外国の情勢も注視しながら、試行の結果を踏まえ、我が国の実情に合った仕組みの検討を進める予定。

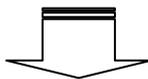
目標 1-2	森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保							
	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	1 章 1 節 地球温暖化対策							
関係課・室	総務課研究調査室							
指標の名称及び単位	①温室効果ガスの吸収量[CO ₂ 換算ト]							
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
指標 ①	—	3,540 万	3,790 万	4,070 万	集計中	H20～24 年度の平均	4,767 万	
目標を設定した根拠等	基準年	—		基準年の値	—			
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月全部改定)						
評価・分析	【達成の状況】							
	2008 年 5 月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。							
	【必要性】							
	京都議定書に定められた温室効果ガス 6%削減約束を確実に達成するため、1,300 万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。							
【有効性】								
最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、土地転用に伴う土壌炭素ストック変化や、農地土壌への石灰施用に伴う CO ₂ 排出などに関する算定方法に改善が見られた。								
【効率性】								
森林吸収源について、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。								



<今後の展開>	
○我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、平成 20 年 5 月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成 20～24 年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。	

目標 1-3	京都メカニズム活用の推進							
	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比 1.6%)に相当するクレジットを取得する。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	1 章1節 地球温暖化対策							

関係課・室		地球温暖化対策課市場メカニズム室							
指標の名称及び単位		①クレジット取得量[CO ₂ 換算ト]							
指標年度等		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	—	—	約636万 (※契約量)	約1,665万 (※契約量)	約3,209万 (※契約した量)	H18年度から H25年度までの 累積量	約1億	
目標を設定した根拠等		基準年	—		基準年の値	—			
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月策定、平成20年3月全部改訂)						
評価・分析		<p>【達成の状況】 平成20年度は約3,209万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。</p> <p>【必要性】 京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差分が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。</p> <p>【有効性】 CDM/JIプロジェクトを実施するために実施可能性調査を行い、その結果を広く民間事業者と共有し、民間事業者のプロジェクト発掘・形成を促進した。また、CDM/JIプロジェクトの実施が促進されるよう相手国の人材育成支援などの国内制度等に係る体制整備支援を実施した。 国内の体制整備に関しては、我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府や民間法人がクレジットの取得、保有及び移転を管理するための国別登録簿の利便性向上に努めた。 クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成20年度は約3,209万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。</p> <p>【効率性】 クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JIプロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOを活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。</p>							



<p><今後の展開> ○2013年(平成25年)度までに約1億トンCO₂分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成21年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。</p>

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)				
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)				
目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H 20 当初	H 21 当初	H22 反映
	①気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	80,027	72,946	
	②地球温暖化対策推進法施行推進経費	4,375	45,640	
	③事業者排出削減対策促進経費	5,488	5,488	
	④温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	232,016	323,169	
	⑤環境税導入の対策効果及び経済活動への影響等に関する検討調査費	9,594	9,593	
	⑥バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査費	19,616	19,331	
	⑦次期国際枠組に対する日本イニシアティブ推進経費	137,031	137,323	
	⑧低炭素で成長する日本モデルの構築等事業	23,879	0	
1-1	①低炭素社会国際研究ネットワーク事業	-	117,559	
	②低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定調査費	-	150,000	
	オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費(再掲2-1)	-	-	
	冷媒フロン類排出抑制推進費(再掲2-1)	-	-	
	フロン代替製品普及推進事業費(再掲2-1)	-	-	
	業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費(再掲2-1)	-	-	
	ノンフロン化推進方策検討調査費(再掲2-1)	-	-	
	① _r 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業(一般会計・特別会計)	75,293	145,443	
	②国内排出量取引推進事業(特別会計)	3,250,000	2,500,000	
	③地方公共団体対策技術率先導入補助事業(特別会計)	1,900,000	900,000	
	④省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(特別会計)	300,000	160,000	
	⑤地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業(特別会計)	500,000	350,000	
	⑥地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)(特別会計)	3,709,592	3,805,341	
	⑦地域協議会民生用機器導入促進事業(特別会計)	280,000	340,000	
	⑧エコ住宅普及促進事業(特別会計)	100,000	100,000	
	⑨省エネ製品買換え促進事業(特別会計)	300,000	300,567	
	○低炭素社会づくり推進事業(特別会計)	-	802,345	
	○地域からはじめる低炭素社会づくり支援事業(特別会計)	-	300,469	
	⑩エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業(特別会計)	350,000	360,332	
	⑪ソーラー・マイルーヅクラブ事業(特別会計)	35,000	0	
	⑫太陽光発電等再生可能エネルギー導入促進事業(特別会計)	250,000	1,000,000	
	⑬低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)	1,350,000	900,000	
	⑭メガワットソーラー共同利用モデル事業(特別会計)	400,000	0	
	⑮廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計)	2,117,000	2,167,000	
	⑯風力発電施設に係る適正整備推進事業(特別会計)	230,000	172,451	
	⑰地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業(特別会計)	20,000	0	
	⑱地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(特別会計)	820,000	389,184	
	⑲エコ燃料実用化地域システム実証事業費(特別会計)	2,300,000	1,710,000	
⑳エコ燃料利用促進補助事業(特別会計)	800,000	500,000		
○高濃度バイオ燃料実証事業費(特別会計)	0	151,000		
○地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業(特別会計)	0	100,430		

1-1	㉕低公害車普及事業(特別会計)	117,325	146,985	
	㉖自動車省CO2 対策推進事業(特別会計)	130,000	0	
	㉗船舶の省CO2 対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)	75,000	55,399	
	㉘温暖化防止・地域再生融資促進事業(特別会計)	45,000	23,011	
	㉙環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(特別会計)	235,500	235,500	
	㉚コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動推進事業(特別会計)	40,000	40,000	
	㉛低炭素地域づくり面的対策推進事業(特別会計)	400,000	990,000	
	㉜EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特別会計)	100,000	134,900	
	㉝二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(特別会計)	200,000		156,272
	㉞温暖化防止国民運動推進事業(特別会計)	4,050,000	1,989,497	
	㉟複数事業者連携等による排出削減対策評価事業(特別会計)	30,000	30,000	
	㊱温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業(特別会計)	50,000	160,000	
	㊲廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(特別会計)	50,000	50,000	
	㊳カーボン・オフセット推進事業(特別会計)	50,000	146,164	
1-2	① 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	56,423	46,267	
1-3	① 京都メカニズム運営等経費	67,758	164,561	
	③ 京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・特別会計)	16,081,352	21,661,204	
	④ 京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	1,270,000	1,284,417	

⑧廃止する予算事項についての検証

予算事項番号	廃止する理由	今後の対応策

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p>○施政方針演説:第 156 回国会(平成 15 年 1 月 31 日)、第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日) 第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)、第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日) 第 165 回国会(平成 18 年 9 月 29 日)、第 166 回国会(平成 19 年 1 月 26 日) 第 169 回国会(平成 20 年 1 月 18 日)、第 170 回国会(平成 20 年 9 月 29 日) 第 171 回国会(平成 21 年 6 月 27 日)</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(平成 15 年 6 月 27 日) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007(平成 19 年 6 月 19 日) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2008(平成 20 年 7 月 7 日)</p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p>○内閣府・金融庁・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・防衛省</p> <p><昨年度評価書からの変更点></p> <p>○温室効果ガス排出量の計算方法の見直しを行ったため、本評価シート内の目標①-①に関する指標の値は、昨年度までの指標の値とは相違している。</p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	方針	温室効果ガスの総排出量
	1-1-①	エネルギー起源二酸化炭素の排出量
	1-1-②	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量
	1-1-③	代替フロン等3ガスの排出量
	1-1-④	(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量
	1-1-⑤	(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量
	1-2-①	温室効果ガスの吸収量
	1-3-①	クレジット取得量
指標の解説	1-1-①: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-②: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-③: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-④: 温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-1-⑤: 温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-2-①: 森林等による温室効果ガスの吸収量 1-3-①: NEDO が公表している契約量	
評価に用いた資料等	1-1-①～⑤: 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-2-①: 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-3-①: NEDO プレスリリース資料	



指標に影響を及ぼす外部要因	1-1-①: 経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積等 1-1-②: セメント生産量、家畜飼育頭数等 1-1-③: 経済成長率等 1-3-①: 国際情勢等
---------------	--